

独立行政法人労働者健康福祉機構における 温室効果ガス排出抑制のための実行計画

平成21年1月30日

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府の実行計画」という。）が平成19年3月30日に閣議決定され、政府関係機関及び関係団体においても当該計画の趣旨を踏まえた地球温暖化対策における率直的な取組が期待されている。

これを踏まえ、以下のとおり「独立行政法人労働者健康福祉機構における温室効果ガス排出の抑制等のための実行計画」（以下「本計画」という。）を策定し、本部と「各労災病院等・労災リハビリテーション作業所・看護専門学校・産業保健推進センター・勤労者予防医療センター・海外勤務健康管理センター・納骨堂」（以下「各病院等」という。）が協力して、温室効果ガスの排出削減に取り組むこととする。

．本計画の対象となる事務及び事業

本計画の対象となる事務及び事業は、原則として、労働者健康福祉機構が行うすべての事務及び事業とする。

．本計画の期間

本計画は平成20年度から平成24年度までの期間を対象とし、その実施状況、技術の進歩を踏まえて、必要に応じて見直すものとする。

．本計画の策定、評価・点検を行う部署

本計画の策定、評価・点検は、本部の関係各部及び各病院等の協力を得て、本部総務部総務課において行う。

．本計画における取組や進捗状況の公表について

本計画の期間中、毎年度、本計画の取組や進捗状況について調査を実施し、事務及び事業に伴い排出される温室効果ガスの総排出量の推計を行い、環境報告書などで公表する。

．温室効果ガスの削減に関する数量的な目標

労働者健康福祉機構は、本計画に盛り込まれた措置を実施することにより、平成16年度（基準年）比で平成24年度までに温室効果ガスの総排出量をおおむね12%削減することを目標とする。

．目標達成のための排出抑制対策

労働者健康福祉機構は、この目標を達成するために、各施設の実状に応じて次に掲げる排出抑制策に取り組んでいくこととする。

1 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) 低公害車の導入

公用車・救急車の買換えに当たって、使用実績を踏まえて必要最小限度の大きさとし、投資費用を考慮しつつ低公害車（ハイブリッド車・電気自動車・燃料電池自動車等）化を図る。

(2) 公用車の効率的利用

ア 公用車の効率的利用等

公用車で使用する燃費の量を減らすため、同じ方向への移動には相乗りすること等を推進する。

不要なガソリン消費を防ぐため、待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの中止を励行する。

有料道路を利用することがある場合は、ETC車載器の設置を推進する。

燃費を上げるため、タイヤ空気圧調整などの定期的な点検、整備の励行を図る。

カーエアコンの設定温度は、施設内における設定温度（冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度）を踏まえて、適正温度の設定を行う。

可能な限り鉄道・バス等公共交通機関を利用する。

イ 公用車の台数の見直し

走行距離、燃費などの使用実態等を精査し、適切な台数を保有するよう努める。

(3) 自転車の活用

日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転車を積極的に活用する。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア 省エネルギー型OA機器等の導入

投資費用を考慮しつつ、エネルギー消費の多いOA機器、家電製品及び照明器具を省エネルギー型のものに切り替えるよう努める。

イ 節水機器等の導入

既存の水栓については、節水装置（節水コマ等）を設置する。また、投資費用を考慮しつつ、節水型の機器（節水型便器等）に切り替えるよう努める。

ウ エネルギーをより節約する自動販売機の設置促進

自動販売機の設置実態の精査及びエネルギー消費の見直しを行い、省エネルギー機器を設置するよう関係者にその促進を働きかける。

(5) 用紙類の使用量の削減

コピー用紙等の用紙類の使用量を減らすため、電子ファイルにて作成される各種資料の提供に当たっては、電子メールや文書データベースを活用し、紙による配布の削減に努める。

紙による配布が必要な場合は、資料の主旨に照らして必要最小限の頁数とし、コピー機のA3フィニッシャーによる雑誌綴じ、両面印刷、2アップ印刷など簡素化を図る。

使用済みのコピー用紙について、情報漏えいのないように印字内容を点検の上、再使用、再利用の徹底を図る。

(6) 再生紙の使用の促進

古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達の向上等を計画的に実施する。また、その他の紙類（トイレトペーパー等）についても再生紙の使用を進める。

(7) ノンフロン等の代替物質を使用した製品の購入・使用の促進等

ア ノンフロン等の代替物質を使用した製品の購入・使用の促進

空調機器、冷蔵庫等の更新に当たり、投資費用に考慮しつつ、安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、ノンフロン等の代替物質を冷媒としている製品を積極的に選択する。また、HFCを使用している製品を購入せざるを得ない場合には、地球温暖化への影響のより小さいものを積極的に選択する。

HFCとはハイドロ・フルオロ・カーボンの略。代替フロン的一种で、塩素を含んでいないためオゾン層を破壊しないとされて冷媒等に使われている。しかし、CO₂より強い温室効果を持つものがあるため、排出抑制対象ガスとなっている。

エアゾール製品（塗料・消臭剤等）を使用する場合には、安全性に配慮し、必要不可欠な用途を除いて、ノンフロン系製品の使用を徹底する。

イ 電気機械器具からのSF₆の回収、破壊等

廃棄する電気機械器具にSF₆が封入されているかどうかを確認し、使用されている場合は、専門業者により適切に処理させる。

SF₆とは六フッ化硫黄のこと。地球温暖化防止の排出抑制対象ガス的一种。1960年代から電気及び電子機器の分野で絶縁材などとして広く使用されている。用量はそれほど多くないが、近年新たな用途開発の進展に伴い需要量が増加している。

(8) その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品の使用を促進するよう、製品の仕様を事前確認する。

温室効果ガスとは、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きをするガスをいう。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン（3種類）の6種類のガスが排出抑制対象ガスと法律で定められている。

ボイラー、冷温水発生機の更新・改修にあたっては、投資費用を考慮しつつ、可能な限り都市ガス、電気、LPG等温室効果ガスの排出の少ない燃料の使用が可能となる設備の導入に努める。

温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための省エネルギー診断など専門家による調査を実施し、エネルギー使用の合理化を図るため、可能な限り設備・機器の導入、改修の実施に努める。

再生材料から作られた物品や詰め替え可能な製品（リサイクルトナー等）など、温室効果ガスの排出抑制に寄与する製品の使用を推進する。

(9) 備品類の長期使用

机等の事務用品等の備品の不具合、更新を予定していない機器類の故障の際には、修繕に努めて、可能な限り継続使用することを励行する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 各施設における省エネルギー対策の計画の徹底

既存の建築物のエネルギー使用状況等の調査を実施又は計画をする。

E S C O事業の導入を調査・計画する。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

ア 投資費用を考慮しつつ、木材の利用を含め、安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意し、次の項目について選択を促進する。

温室効果ガス削減のため、廃棄物等から作られた再生品の建設資材の使用。

建築物の断熱性能の向上のため、外壁への断熱材の使用、断熱サッシ・ドアの建具等の使用。

エネルギー損失を低減するため、損失の少ない受電用変圧器等の使用。

イ 投資費用を考慮しつつ、配管等の保温等によりエネルギー損失の低減を促進する。

(3) 温室効果ガスの排出の少ない効率的な空調設備等の導入

投資費用を考慮しつつ、次の項目の導入を図る。

温室効果ガス削減のための、高効率エアコンやH F Cを使用しない設備機器等。

電力負荷平準化のための、蓄熱システム等。

環境負荷の少ない新エネルギー発生装置である、太陽光・太陽熱発電、燃料電池、バイオマスエネルギー等。

(4) 省エネルギー効果のある設備機器等の導入

投資費用を考慮しつつ、次の項目の導入を図る。

負荷が変動する定格出力の大きいポンプ、送風機等に向けたインバーター装置。

複数のエレベーターの効率運用に向けた制御。

照明照度を向上させるための、照明器具への反射板取付け。

白熱灯からボール型蛍光灯への切替え。

屋外照明器具に照明効率の高い適切な照明器具の選定。

(5) 水の有効活用

投資費用を考慮しつつ、トイレ洗浄用等に、雨水、工業用水、井水（飲用不適）等を利用できる設備の導入を図る。

(6) 敷地内の緑化の推進

温室効果ガスの一種であるC O₂の削減を図るため、投資費用と維持費を考慮しつつ、構内の緑化を推進する。

3 その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) 施設内におけるエネルギー使用量の抑制の推進

夏期のクールビズや冬期のウォームビズを励行し、事務部門等では夏期の温度設定を28度、冬期は19度にする等、冷暖房の適正な温度及び湿度管理の徹底を図る。

省エネルギーモードのある機器（家電製品、洗浄便座等）については、その設定の利用を徹底する。

待機電力を消費する機器については、業務終了時に機器本体の電源を遮断する（プラグを抜く、スイッチ付テーブルタップで切る）よう励行を図る。

使用が終わったO A機器の電源オフや最後に退出する部屋の照明・空調のスイッチオフ等を励行し、節電を図る。

昼休みは、業務上特に照明が必要な場合を除き消灯する。また、夜間も業務上必要最小限の範囲外は消灯する。

エネルギー供給設備等に使用するエネルギーの量を、デマンドコントロール等にて管理し削減に努める。

冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。

職員に、直近階への移動は階段を利用するよう奨励する。

(2) 電力の購入契約における温室効果ガス排出削減への配慮

複数の電力供給会社がある場合、環境配慮契約法に配慮した業者選定を進める。

環境配慮契約法とは「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」(平成19年施行)の略称。庁舎等で使用する電気の購入や改修事業等について、環境負荷の配慮等を適切に評価した上で契約先を選定することの促進を求めている。

(3) 廃棄物の減量及び分別の推進

廃棄物の処理に係るエネルギーを削減するため、給食用塵芥(残飯、生ごみ等)等の水分を減らして廃棄物の重量を減らす。

回収ボックスをわかりやすく適切に配置して、瓶、缶、ペットボトル、廃プラスチック等の分別廃棄を、自治体の区分に応じて徹底する。

自治体の定める「資源ごみ」は、汚染する前に回収して、ごみの減量化を図る。

4 職員に対する研修等

(1) 地球温暖化対策等に関する研修の機会・情報の提供

地球温暖化対策に関して職員の意識を啓発するため、外部の講習会等の開催について情報提供を行う。

(2) 行動ルールを策定し実施

昼休みの一斉消灯、待機電力のカット等をルール化し、徹底を図る

通勤に、自転車や鉄道、バス等公共交通機関の利用を推奨する。

(3) 職員から省エネルギー等に資するアイデアの募集

省エネルギー、省CO₂に資するアイデア(エコ・アイデア)を募集し、効果を期待できるものから実行に移すよう努める。

5 政府の実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検

(1) 省エネルギーの実施を推進するため、省エネ推進体制(各施設に省エネ委員会を設置)の整備に努める。

(2) 環境物品の調達を推進するため、グリーン調達推進体制(グリーン購入推進連絡会議等)により環境保全に配慮した取組を進める。

労働者健康福祉機構 温室効果ガス削減計画

【単位：t-CO₂】

	基準年	目標値
自動車燃料	433	341
施設使用エネルギー	174,608	153,695
都市ガス	26,662	33,867
L P ガス	579	406
A 重油	53,454	36,778
灯 油	11,637	5,523
電 気	82,276	77,121
合計	175,041	154,036
基準年比		12%